

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人和洋学園
② 設置大学名称	和洋女子大学
③ 担当部署	経営管理部 総務課
④ 問合せ先	soumu@wayo.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 7 月 30 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 7 月 31 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://data-univ.wayo.ac.jp/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	寄附行為に建学の精神として「和魂洋才、明朗和順」を明記することを決議し、「経済的・人間的自立に必要な、豊かで幅広い教養と深くて実用的な専門的知識・技能を修得する」との教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに明示している。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育の充実と学習成果の向上を図る上で、入学者受入方針（以下「アドミッション・ポリシー」）、教育課程編成・実施方針（以下「カリキュラム・ポリシー」）、学位授与方針（以下「ディプロマ・ポリシー」）という３つのポリシーに基づいて具体的な目標を策定し自己点検・評価、改善を進めることを重要視している。 このことを踏まえ、本学の理念・教育目標を踏まえた大学全体の３つのポリシーを策定の上で、学部学科の３つのポリシーが連動できるよう、ポリシーに沿った内部質保証体制を構築している。 本学の内部質保証に関する全学的な方針と手続き等に関しては、内部質保証を「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の適切性としてとらえ、そこに定める内容を適切に評価するために、「和洋女子大学アセスメント・ポリシー」を策定している。 更に、アセスメント・ポリシーに基づく内部質保証を進める上で、中期事業計画並びに毎年度の事業計画を設定し、大学の教育理念と目的の実現に向けた全学的な自己点検・評価、改善に取り組んでいる。 （掲載先 URL） （卒業認定・学位授与方針） 授業科目、年間計画及び評価、卒業認定の基準に関する こと https://www.wayo.ac.jp/introduction/disclosure （教育課程編成・実施） 大学/大学院カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリ シー https://www.wayo.ac.jp/introduction/mission アセスメント・ポリシー https://www.wayo.ac.jp/application/files/1017/0798/3221/20240213Assessment_Policy.pdf 和洋学園事業計画書、和洋学園中期計画 https://www.wayo.ac.jp/introduction/finance

	(入学者受入れの方針) 大学アドミッション・ポリシー、大学院アドミッション・ポリシー https://www.wayo.ac.jp/introduction/mission
実施項目 1-1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、学則第 1 条に掲げる本学の目的の達成に向けてリーダーシップを発揮するとともに、「和洋学園職制規程」に基づき、本学の校務を総理し、教職員を統督する責務を負う。また、学長を補佐するため副学長を置くことができ、その職務は同規程に定めるところによる。学部長は、学部全体の人事、予算及び教育に関する事項を統括するとともに、学部教授会を主宰する。本学では、教育研究に関する重要事項を審議するため教授会を設置しており、その審議事項については「教授会運営規程」及び「和洋女子大学教授会の審議事項に関する内規」に定めている。なお、この内規では、教育研究等に関する重要事項のうち、学長が教授会の意見を聴く必要がある事項について規定している。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学では、教育・研究活動の質向上及び大学運営の高度化を図るため、教員と事務職員がそれぞれの専門性を生かしながら連携し、教職協働による大学運営を推進している。実効性のある中期計画の策定、実施及び評価を通じて大学の価値向上を着実に進めるため、大学評議会をはじめとする各種会議体において、教員と事務職員の双方が参画し、大学運営に関する課題や将来構想について意見交換を行っている。これにより、多様な視点を取り入れながら意思決定を行い、円滑かつ効果的な大学運営の実現に努めている。また、地域連携活動、学生支援、教育改革、広報活動等の各種プロジェクトにおいても、教員と事務職員が役割を適切に分担し、相互に協力しながら事業を推進している。事業の企画・運営から課題解決、成果の検証に至るまで教職員が連携して取り組むことで、組織としての対応力の向上を図っている。さらに、日常的な情報共有やコミュニケーションの活性化を通じて相互理解を深め、教職員が一体となって教育・研究活動及び大学運営を支える体制の確保に努めている。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、教育・研究活動の充実及び大学運営の質の向上を図るため、教員を対象とするファカルティ・ディベロップメント (FD) 及び事務職員を対象とするスタッフ・ディベロップメント (SD) を推進している。FD・SD の目的 (基本方針) 及び研修計画 (年次計画) については、「和洋学園職員研修規程」に基づき定めている。教員に対しては、授業内容・方法の改善、教育力及び研

	究力の向上、学生支援能力の向上等を目的とした研修や情報共有の機会を設けている。また、事務職員に対しては、大学運営に必要な専門知識や業務遂行能力の向上、法令遵守意識の醸成、学生対応力の向上等を目的とした研修を実施している。 これらの研修は、全ての教職員がそれぞれの職務に求められる専門性と資質を高めることができるよう、体系的・計画的かつ継続的に実施している。さらに、研修成果を教育・研究活動や大学運営の改善に活用することで、組織全体の能力向上と教育の質保証の充実に努めている。
--	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園の安定的かつ持続的な運営を実現するため、収支均衡を基本方針とした 5 か年の中期計画を策定している。中期計画では、学生・生徒募集、教育内容の充実、施設設備の整備、人材育成、財務改善などの重点目標を明確に定め、達成すべき数値目標や実施時期を設定している。 また、中期計画を着実に実行するため、各年度において単年度事業計画を作成し、具体的な実施項目、担当部署、実施スケジュール及び予算を明示している。さらに、毎年度の進捗状況を検証・評価し、必要に応じて計画の見直しを行うことで、社会環境の変化や学園を取り巻く課題に対応できる体制を整備している。(掲載先 URL) https://data-univ.wayo.ac.jp/8816/5968/3665/mediumtermplan20212025.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	5 か年の中期計画に掲げた目標を着実に達成するため、各年度に策定する事業計画において具体的な実施項目、達成目標及び担当部署を明確化している。また、年度末には事業報告書を作成し、計画に対する実施状況、達成度及び課題について検証を行っている。検証結果については、理事会及び評議員会等で共有し、未達成項目の要因分析や改善策の検討を行うことで、翌年度の事業計画の見直しに反映している。これにより、PDCA サイクルに基づく継続的な進捗管理と業務改善を実施し、中期計画の実効性を確保している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	産官学・地域・生涯教育センター事務室を設置し、大学の教育・研究活動を広く社会に還元するため「和洋女子大学

	生涯・リカレント講座」を開催している。また、市川市、浦安市との包括連携協定により、「いちかわ市民アカデミー講座」、「市川市健康都市推進講座」、「うらやす市民大学」等を開催し、地域の多様な社会人を受け入れ、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育研究成果を社会に還元するため、本学では「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、社会貢献および地域連携を積極的に推進している。(掲載先 URL) https://data-univ.wayo.ac.jp/3216/5536/2239/socialcontribution.pdf 市川市・浦安市などの自治体や地域企業との連携を通じて、地域が抱える課題の解決に取り組み、大学が持つ知を活用している。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	障害のある学生の受入れ体制を整備している（障害のある学生支援委員会規程・学生相談室運営規程及び心身に障害のある学生への合理的配慮について）。ユニバーサルサポート推進室を設置し、専門家（ソーシャルワーカー等）が、学生の授業の受講環境や大学の生活面でのサポート及び、合理的配慮の対応を実施している（ユニバーサルサポート推進室運営規程）。地元企業や NPO と連携し、インターンシップやボランティア活動を通じて、学生が地域の多様性に触れ、実践的に学ぶ機会を提供している。
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人では、多様な視点を経営や学校運営に反映させるため、役員及び評議員の選任に当たり、女性人材の積極的な登用に配慮している。特に、私立学校法の改正に伴う新たなガバナンス体制への移行に際しては、候補者の選定において専門性や経験に加え、多様性の確保を重視し、女性の参画機会の拡大に努めている。その結果、役員・評議員体制においても女性比率が向上し、意思決定機関における多様性の確保が一層進展した。現在、役員及び評議員を合わせた女性比率は、52%となっており、女性が法人運営や学校経営に主体的に参画する体制が整備されている。今後も、性別にかかわらず意欲と能力を有する人材が活躍できる環境づくりを推進するとともに、組織の健全な発展とガバナンスの強化に資する多様性の確保に努めていく。 (掲載先 URL) https://www.wayo.ac.jp/application/files/2317/8286/7435/yakuinlist20260701.pdf

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学園の健全かつ適正な運営を推進するため、理事の選任に当たっては、教育、財務、渉外において専門的な知識や経験を有する人材を確保することを基本方針としている。この方針に基づき、寄附行為において学外有識者を一定割合以上選任することを定め、多様な視点を取り入れた理事会運営が行える体制を整備している。また、理事の選任手続については、「和洋学園理事選任委員会規程」に基づき実施しており、候補者の推薦、理事選任委員会での審議及び理事会への報告などの手順を明確化している。さらに、選任理由や選任過程の適正性を確認できる体制を整備することで、選任手続の公平性及び透明性の確保を図っている。 (掲載先 URL) https://data-univ.wayo.ac.jp/1117/7632/6503/kifukoui_202604-1.pdf
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営については、「和洋学園理事会運営規則」に基づき適正に実施している。学園の重要事項については、寄附行為に従い、必要に応じて評議員会への諮問や報告を行った上で理事会において審議・承認を行うなど、意思決定過程の透明性及び適正性の確保に努めている。また、理事会と評議員会がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、事業計画、予算、決算、中期計画の進捗状況等の学園運営に関する情報を適時に共有し、意見交換を行う場を設けている。評議員からの意見や提言については、理事会における審議事項の参考とし、学園運営の改善及び発展に活かすことで、評議員との協働によるガバナンス体制の強化を図っている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事で構成する理事会を年間 10 回以上開催し、学園経営に関する重要事項について定期的な情報提供と活発な審議を行っている。また、法令改正や学校法人運営に関する最新動向の共有を目的として、外部研修会への参加や必要に応じた研修機会を設け、理事の資質向上及びガバナンス機能の強化を図っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任に当たっては、法令及び寄附行為の趣旨を踏まえ、学校法人運営の適正性及び財務の健全性を確保するために必要な知識、経験及び専門性を有する人材を確保することを基本方針としている。監事については、「和洋学園監事監査規程」において監査業務の内容及び

	職務権限を明確に定めており、学校法人運営や内部統制等に関する知見を有し、その職務を適切に遂行できる人材の選任に努めている。また、会計監査人については、学校法人監査に必要な専門性や監査実績等を総合的に勘案し選任している。監事及び会計監査人の選任手続は、寄附行為に基づき適正に実施しており、選任に係る手続や権限を明確化することで、公正性及び透明性の確保を図っている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査機能の実効性及び独立性を高めるため、「和洋学園監事監査規程」において、監事、会計監査人及び監査室（内部監査）の連携体制を明確に定めている。監事は、会計監査人及び監査室と監査計画、監査結果、指摘事項及び改善状況等に関する情報共有を定期的に行い、監査上の課題やリスクについて相互に連携しながら監査業務を実施している。また、監事、会計監査人及び監査室による三様監査を年 2 回以上実施し、それぞれの監査結果を共有するとともに、監査手法や重点監査項目の確認及び改善事項のフォローアップを行っている。さらに、監査を通じて把握した課題については、理事会及び理事長等へ適切に報告し、業務改善や内部統制の強化につなげることで、学園運営の適正性及び透明性の確保に努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が学園運営の状況を的確に把握し、監査機能を適切に発揮できるよう、年間 10 回以上開催する理事会及び評議員会への出席機会を確保し、学園運営に関する重要事項について継続的な情報提供を行っている。また、財務及び会計に関する情報提供の充実を図るため、経理課から財務計算書類、予算・決算の状況及び会計監査に関する説明を実施しているほか、資金運用会議における報告を通じて、資産運用状況や財務上の課題等について定期的に情報共有を行っている。さらに、監事の知識及び監査能力の向上を図るため、理事・評議員を対象とした学園内研修に参加するとともに、外部団体主催の研修会への参加を推進し、研修機会の充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学園運営に多様な視点や専門的知見を反映させるため、評議員については経験や見識を有する学外有識者を積極的に登用する方針としており、その構成に関する考え方を寄附行為に明確に定めている。また、評議員の選任及び解任については、寄附行為並びに「和洋学園評議員選任・解任規程」に基づき実施している。候補者の推薦、資格要件の確認、選任手続及び解任事由等を明文化し、公正かつ適正な

	選任が行われる体制を整備している。さらに、選任過程における客観性及び透明性を確保することで、評議員会が学園運営に対する牽制・助言を適切に発揮できる体制の構築を図っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会運営については、「和洋学園評議員会運営規則」に基づき適切に実施し、運営の透明性を確保している。また、理事会との情報共有及び意見交換を定期的に行い、事業計画や予算・決算等の重要事項について相互理解を深めることで、評議員会と理事会が連携した協働体制の充実を図っている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における情報提供に加え、理事・監事・評議員による情報交換会や理事長と評議員との意見交換の機会を設け、学園運営に関する情報共有及び相互理解の促進に努めている。また、必要に応じて研修機会を設けることで、評議員の知識向上及びガバナンス機能の強化を図っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「和洋学園リスク管理規程」に基づき「危機管理マニュアル」を制定し、随時更新している。当該マニュアルでは、地震・火災・台風等の発生時や交通機関不通時の対応、および救急救命体制や不審者への対応など、学園全体の危機管理の枠組みを定めている。「和洋学園リスク管理規程」が定める「リスク管理委員会」は、法人事務局や本学が設置する各学校の事業継続計画の策定に関する指導監督の役割を担っている。また、同規程では部門・部署責任者は、それぞれ所管するリスクが顕在化した場合の被害想定及び事業への影響度を分析し、対応要領を事前に作成するものとしている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び教職員が法令並びに寄附行為及びこの法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンス室を設置している。コンプライアンス室はコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンスにかかわる研修をすることとし、ハラスメント防止研修等を実施している。コンプライアンスをより一層推進するための体制の整備の一環として、「和洋学園コンプライアンス規程」、「和洋学園コンプライアンス推進委員会規程」を策定している。本学園では、「和洋学園公益通報者保護規程」に基づき、法令等に違反する行為又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために、通報窓口を設置するとともに、通報者及び相談者を保護する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	公表すべき事項については、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法等の関連法令により、一定の項目が指定または共通化されている。本学では、「和洋女子大学情報公開に関する要領」を定め、これら法令等により指定された情報に加えて、大学として主体的に選定した情報についても積極的に発信している。教育・研究活動の透明性を高め、ステークホルダーとの信頼関係を構築するため、情報公開は単なる義務ではなく、戦略的な広報活動の一環として位置づけている。 (掲載先 URL) https://www.wayo.ac.jp/introduction/disclosure
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開すべき情報を一つにまとめて提示することで、閲覧者にとって分かりやすい構成となるよう工夫している。専門用語の解説や図表の活用は現時点では行っていないが、情報の整理・統合により、内容の理解を促進することを意識している。図表の活用については、情報元となっている部署と検討を進めており今後の導入を検討している。全体として分かりやすい表現に努めており、特に財務情報等については、必要に応じて解説を加えるなど、閲覧者の理解を支援する工夫を行っている。また、学生・保護者・地域住民・企業など、多様なステークホルダーに対して、本学の教育・研究活動の意義や成果を理解してもらえよう努めている。今後は、より多くの方々に情報が届き、大学の活動への理解と信頼が深まるよう、情報の伝え方についても継続的に改善を図る。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	